

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 12月 25日

申請者 氏名又は名称 ユウゲンガイシャ コトウセツビ 有限会社ゴトウ設備
 住所 オオサカフ カワチナガシ 大阪府河内長野市清水316-1
 代表者氏名 ダイヒョウトリニマリトウ 代表取締役 後藤 常夫
 電話番号 0721-60-2408
 FAX番号 0721-63-6081
 メールアドレス goto_honsha@goto-s.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 12 月 25 日

申請者 氏名又は名称 有限会社ゴトウ設備
住 所 大阪府河内長野市清水316-1
代表者氏名 代表取締役 後藤 常夫



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダイヒョウトリシマリヤク 代表取締役	ゴトウ ツネオ 後藤 常夫
ヤクイン 役員 取締役	ゴトウ トシミ 後藤 敏美
ヤクイン 役員 取締役	マツモト ヨシユキ 松本 慶之
事業の範囲	管工事業、土木工事業、配水施設工事業 消火設備工事業、空調設備工事業、換気設備工事業 その他上記に付帯する一切の業務
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社ゴトウ設備
上記事業所の所在地	郵便番号 586-0066 住所 大阪府河内長野市清水316-1 電話番号 0721-60-2408 F AX番号 0721-63-6081 メールアドレス goto_honsha@goto-s.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
後藤 常夫 松本 慶之	第66777号 第286834号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2年 12月 25日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	高速切断機	C-307NA	1	
	塩ビ管用のこ	240mm	2	
	塩ビ管用カッター	VC-27ED ～Φ27mm	1	
	〃	VC-42ED ～Φ42mm	1	
	〃	VC-63ED ～Φ63mm	1	
	バンドソー	XB180WS	1	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器(電動)	NS50AIII 8A～50A	1	
	面取り器(リーマ)	～Φ50mm	1	
	やすり		1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガストーチ	1	
	パイプレンチ	DAL450 11～77mm	1	
	〃	DAL350 11～61mm	1	
	コーナーレンチ	21～60mm	1	
水圧テスト ポンプ	テストポンプ(電動)	KY-20A	1	
	テストポンプ(手動)	T-50K-P	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2年 12月 25日

申請者

氏名又は名称 有限会社ゴトウ設備

住 所 大阪府河内長野市清水316-1

代表者氏名 代表取締役 後藤 常夫



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府河内長野市清水 3 1 6 - 1
 有限会社ゴトウ設備

会社法人等番号	1 2 0 1 - 0 2 - 0 1 9 8 4 0	
商 号	有限会社ゴトウ設備	
本 店	大阪府河内長野市清水 3 1 6 - 1	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 4 日登記
会社成立の年月日	平成 1 1 年 9 月 1 4 日	
目 的	1. 管工事業 2. 土木工事業 3. 配水施設工事業 4. 消火設備工事業 5. 空調設備工事業 6. 換気設備工事業 7. その他上記に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	1 0 0 株	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 4 日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 株	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 4 日登記
資本金の額	金 5 0 0 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 2 4 日登記	

大阪府河内長野市清水 3 1 6 - 1
有限会社ゴトウ設備

役員に関する事項	和歌山県橋本市原田 4 8 9 番地の 1 5 取締役 後藤 常夫	
	和歌山県橋本市原田 4 8 9 番地の 1 5 取締役 後藤 敏美	
	大阪府河内長野市昭栄町 1 0 番 3 3 号 取締役 松本 慶之	平成 2 7 年 8 月 2 0 日就任 ----- 平成 2 7 年 8 月 2 4 日登記
	代表取締役 後藤 常夫	
支店	1 宮城県仙台市青葉区折立一丁目 1 3 番 6 号エキ スパワー折立 1 1 1 号	平成 2 5 年 1 月 1 0 日設置 ----- 平成 2 5 年 1 月 1 7 日登記
	宮城県名取市手倉田字八幡 2 0 番地	平成 3 1 年 1 月 1 1 日移転 ----- 平成 3 1 年 1 月 1 6 日登記
登記記録に関する事項	平成 1 7 年法務省令第 1 9 号附則第 3 条第 2 項の規定により 平成 1 8 年 1 月 2 4 日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

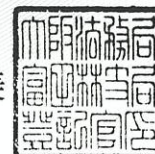
(大阪法務局堺支局管轄)

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

大阪法務局富田林支局

登記官

大 仲 秀 美



有限会社 ゴトウ設備 定款

定

款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、有限会社 ゴトウ設備と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 土木工事業
3. 配水施設工事業
4. 消火設備工事業
5. 空調設備工事業
6. 換気設備工事業
7. その他上記に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府河内長野市清水316-1に置く。

(会社の広告方法)

第4条 当社の広告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。

当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する株式の売渡しの請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することが出来る。

第3章 株主総会

(株主総会)

第9条 当社は、毎年2月に定時株主総会を開き、必要に応じて、臨時株主総会を開催するものとする。

(招集)

第10条 株主総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

② 株主総会を招集するには、会日より5日前に、各株主に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第11条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合のほか、当該株主総会において議決権を行使することが出来る株主の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

② 株主総会の決議について、会社法第309条第2項に定める特別決議を要するときは、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行なう。

(書面によるみなし決議)

第13条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、その事項につき議決権を行使することができる株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第14条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

(株主総会の議事録)

第15条 株主総会の議事については、法務省令で定める事項を記載した株主総会の議事録を作成し、議長及び出席した取締役が署名又は記名押印を行なうものとする。

② 第13条の規定により株主総会の決議があったものとみなされた場合においては、法務省令で定める事項を記載した株主総会の議事録を作成し、その作成に係る職務を行なった取締役が押印を行なうものとする。

③ 当社は、株主総会の日から10年間、その議事録を本店に備え置くものとする。

第4章 役員

(員 数)

第16条 当会社には、取締役3名以内を置く。

(資格・選任方法)

第17条 当会社の取締役は、株主総会において、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

② 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(代表取締役及び社長)

第18条 当会社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

② 代表取締役は、社長とする。

(役員報酬等)

第19条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第20条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第21条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行なう。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

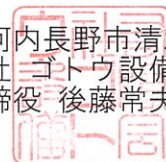
第22条 この定款に定めのない事項は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「会社法」その他の法令の定めるところによる。

(定款変更の理由及び施行期日)

第23条 この定款の変更は、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び「会社法」等の新法令が平成18年5月1日に施行されたのに伴い、新法令に適合する特例有限会社の定款として作成したものであって、株主総会の承認があった日(平成19年2月22日)から施行するものとする。

この定款は原本と相違ありません
令和2年 12月 25日

大阪府河内長野市清水3-16-1
有限会社 ゴトウ設備
代表取締役 後藤常夫



第六六七七七号

給装盟事主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 後藤 常夫

昭和二十九年十二月十五日生

水道法昭和二十九年法律第百七十七号の
規定により給水装盟事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎



第二八六八三四号

給水装置事主任技術者免状

本籍 大阪府

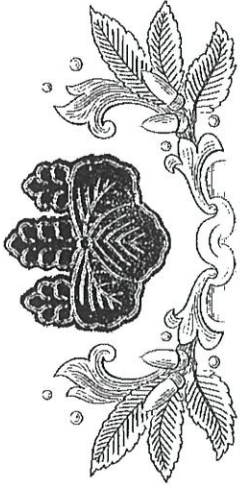
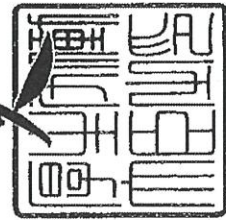
氏名 松本 慶之

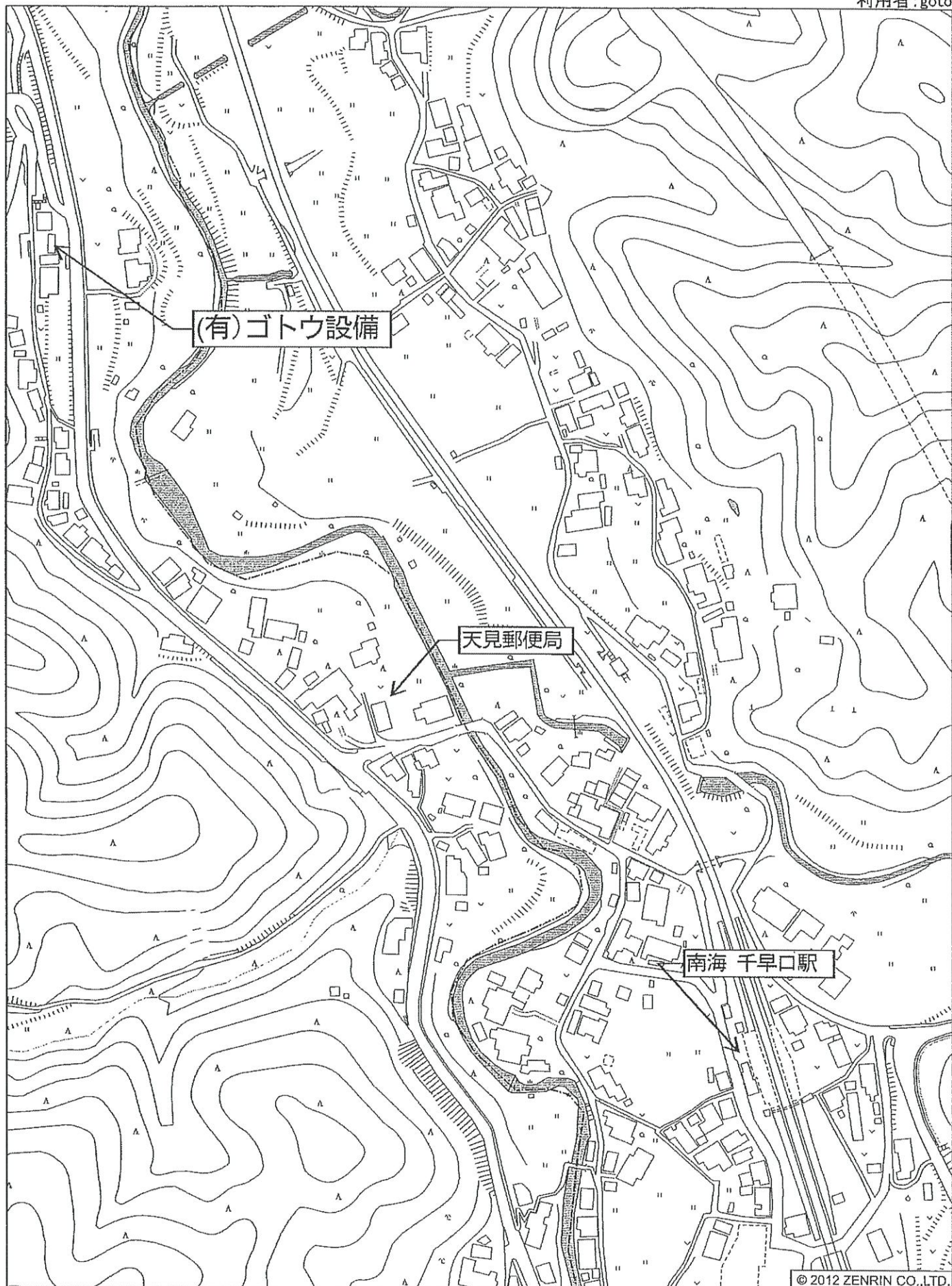
昭和四十八年十一月三日生

水道法(昭和三十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

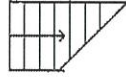
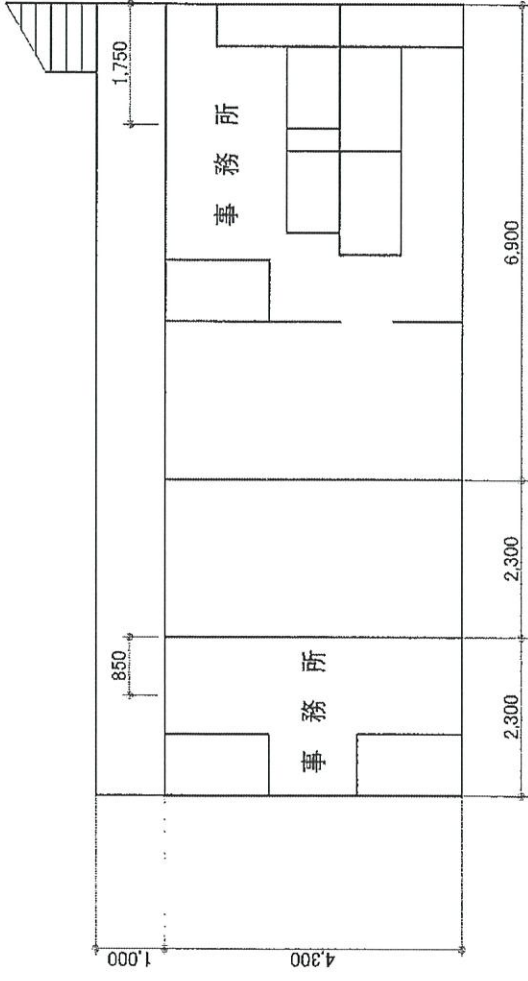
平成二十九年二月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭

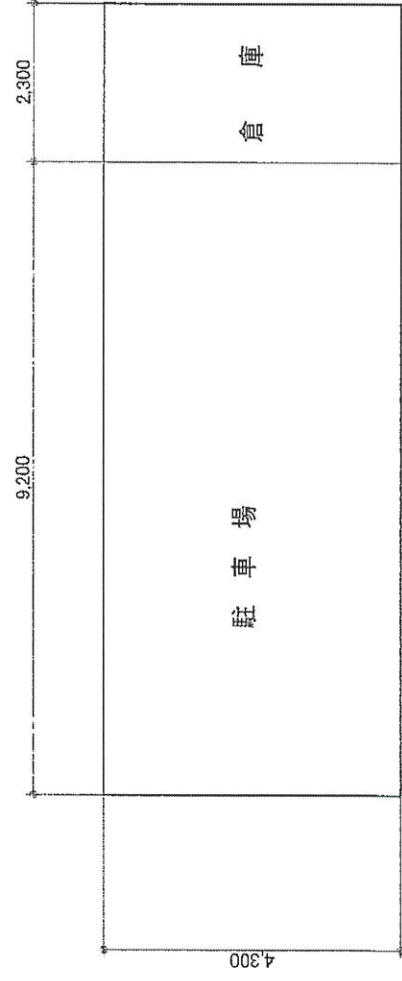




河内長野市岩瀬付近



2階平面図 S = 1 : 100



1階平面図 S = 1 : 100



事務所外観・正面、社用車



事務所外観



事務所内観



事務所内観



資材置き場



資材置き場

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ ユウゲンガイシャ ゴトウセツビ 有限会社ゴトウ設備
 住所 オオサカフ カワチナガン シミス 大阪府河内長野市清水316-1
 代表者氏名 フリガナ ギョウトリミマシラ ヨシオ 代表取締役 後藤 常夫
 電話番号 0721-60-2408
 FAX番号 0721-63-6081
 メールアドレス goto_honsha@goto-s.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 有限会社ゴトウ設備
住 所 大阪府河内長野市清水316-1
代表者氏名 代表取締役 後藤常夫 印

(選任)

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の(選任)の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	有限会社ゴトウ設備	
上記事業所で(選任)・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ゴトウ 常夫 後藤 常夫 マツモト ヨシユキ 松本 慶之	第 66777 号 第 286834 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第六六七七七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

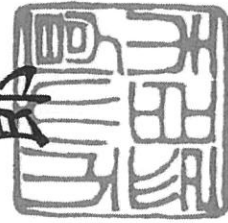
氏名 後藤 常夫

昭和二十九年十二月十五日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月二十二日

厚生大臣 小泉純一郎



第二八六八三四号

給水装置事任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 松本 慶之

昭和四十八年十一月三日生

水道法(昭和三十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置事任
技術者免状を交付する。

平成二十九年一月二十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭

